

# 平成20年度社会教育主事講習受講案内

## 1 目的及び性格

社会教育法第9条の5の規定及び社会教育主事講習等規程に基づき実施するもので、社会教育主事の職務を遂行するに必要な専門的知識、技能を修得させ、社会教育主事となりうる資格を付与することを目的とする。

## 2 実施機関名 北海道教育大学

## 3 講習期間 平成20年7月24日(木)～8月13日(水)(21日間)

## 4 講習会場

第1会場 宿泊研修：北海道立青年の家(深川市音江町2丁目7番地)  
7月24日(木)～7月27日(日)

第2会場 北海道立道民活動センターかでの2・7(札幌市中央区北2条西7丁目)  
7月29日(火)～8月8日(金)

第3会場 宿泊研修：国立大雪青少年交流の家(上川郡美瑛町白金温泉)  
8月10日(日)～8月13日(水)

## 5 科目名、単位数、配当時間数及び日程

科目名	単位数	配当時間数	日程
生涯学習概論	2	30	別記1のとおり
社会教育計画	2	30	
社会教育演習	2	60	
社会教育特講	3	46	

## 6 受講資格及び受講者数

社会教育主事講習等規程第2条の規定に該当する者 50名

## 7 受講申込方法

受講希望者は、次の関係書類を添えて、住所地又は勤務地の都道府県の教育委員会に6月30日(月)までに申込みを行ってください。

- (1) 受講申込書(様式1) 1部  
(一部科目の受講について別記2参照)
- (2) 受講資格を証明する関係書類(いずれか1種類) 1部
  - ① 卒業(修了)証書の写又は卒業(修了)証明書
  - ② 教育職員の普通免許状の写し又は教育職員免許状授与証明書
  - ③ 所属長の証明する勤務証明書(様式2)  
(社会教育主事講習等規程第2条の第3,第4,第5号該当者。該当者については P.5参照)
- (3) 履歴書(様式3) 1部
- (4) 受講承諾書(該当者のみ)(様式4) 1部
- (5) 社会教育主事に採用予定の者は、それを証明する書類 1部  
(採用予定年月日,採用予定の場所を記載のもの)(様式任意)
- (6) 返信用定形外(角2)封筒 2部  
(あて先明記の上,1部に240円切手,もう1部には140円切手を貼付してください)

また、講習における講習科目の代替を希望する者は、次の申請書を6月18日(水)までに北海道教育大学まで提出してください。

- (1) 単位修得認定申請書(該当者のみ)(様式5) 1部  
(講習科目の代替について別記2参照)

## 8 受講者の決定

運営委員会において決定します。

なお、受講者の選定にあたっては、道内各市町村の採用予定者を優先する場合があります。選考結果については、7月上旬に本人あて通知します。

## 9 受講に要する経費

受講料は無料ですが、受講に要する経費として21,470円を受講者の参集日に一括徴収します。

経費内訳 研究報告書,資料作成,消耗品費として 7,000円

宿泊費(第1・第3会場分)として 14,470円

なお、講習の一部科目を受講する者の受講に要する経費については、別途連絡します。

## 10 その他

宿泊研修時以外の期間の宿泊については、あっせんできませんので、各自で手配してください。

## ◎ 講習日程

月 日	曜日	8:30～10:30	10:30～12:30	13:00～15:00	15:00～17:00	17:00～19:00	19:00～21:00
<b>第1会場 北海道立青年の家</b>							
7.24	木		開 講 式 オリエンテーション	生涯学習概論	生涯学習概論	生涯学習概論	社会教育演習Ⅰ (交 歓 会)
25	金	社会教育演習Ⅱ	社会教育演習Ⅱ	社会教育演習Ⅱ	社会教育演習Ⅱ	社会教育演習Ⅰ	社会教育演習Ⅰ
26	土	社会教育演習Ⅰ	社会教育演習Ⅰ	社会教育演習Ⅰ	社会教育演習Ⅰ	社会教育演習Ⅰ	
27	日	社会教育演習Ⅱ	社会教育演習Ⅱ	社会教育演習Ⅱ	社会教育演習Ⅱ		
<b>第2会場 北海道立道民活動センターかでの2.7</b>							
29	火	生涯学習概論	生涯学習概論	生涯学習概論	生涯学習概論	生涯学習概論	
30	水	生涯学習概論	生涯学習概論	生涯学習概論	生涯学習概論	生涯学習概論	
31	木	生涯学習概論	生涯学習概論	社会教育計画	社会教育計画	社会教育計画	
8.1	金	社会教育計画	社会教育計画	社会教育計画	社会教育計画	社会教育計画	
2	土	社会教育計画	社会教育計画	社会教育計画	社会教育計画	社会教育計画	
4	月	社会教育計画	社会教育計画	社会教育特講	社会教育特講	社会教育特講	
5	火	社会教育特講	社会教育特講	社会教育特講	社会教育特講	社会教育特講	
6	水	社会教育特講	社会教育特講	社会教育特講	社会教育特講	社会教育特講	
7	木	社会教育特講	社会教育特講	社会教育特講	社会教育特講	社会教育特講	
8	金	社会教育特講	社会教育特講	社会教育特講	社会教育特講	社会教育特講	
<b>第3会場 国立大雪青少年交流の家</b>							
10	日		社会教育演習Ⅰ	社会教育演習Ⅰ	社会教育演習Ⅲ	社会教育演習Ⅲ	
11	月	社会教育演習Ⅲ	社会教育演習Ⅲ	社会教育演習Ⅰ	社会教育演習Ⅲ	社会教育演習Ⅲ	
12	火	社会教育演習Ⅲ	社会教育演習Ⅲ	社会教育演習Ⅲ	社会教育演習Ⅲ	交 歓 会	
13	水	社会教育演習Ⅲ	閉 講 式				

## 1 講習の一部科目の受講について

講習の一部科目の受講（分割受講）については，講習の実施に支障のない限り，当該科目の受講について配慮します。

なお，社会教育演習については，講習で開講されている他の3科目（生涯学習概論，社会教育計画，社会教育特講）が修得されている者についてのみ認めます。

## 2 講習における講習科目の代替について

社会教育主事講習等規程第7条第2項及び第3項の規定により，大学における科目の既修得単位及び文部科学大臣が定める学修をもって，講習の科目の単位として認定を希望する者は，単位修得認定申請書（様式5）により，6月18日（水）までに北海道教育大学長あて申請をしてください。後日，書類等を審査し，単位を修得したものと認める者に対し単位修得認定書を交付します。

### (1) 単位修得認定申請書（様式5）に添付する書類

#### ① 大学において単位を修得した者

単位修得証明書 1部

認定を希望する科目のシラバス等講義内容のわかるもの 1部

#### ② 講習等大学以外で単位を修得した者

講習等名，受講科目，単位数及び受講期間等の内容を記載した証明書 1部

### (2) 申請先

〒002-8501 札幌市北区あいの里5条3丁目1-3

北海道教育大学学務部教務課大学院支援グループ

☎ 011-778-0264・0265

(参考)

○ **社会教育主事講習等規程第2条関係**

第2条 講習を受けることができる者は、左の各号の1に該当するものとする。

- 1 大学に2年以上在学して62単位以上を修得した者、高等専門学校を卒業した者又は社会教育法の一部を改正する法律(昭和26年法律第17号。以下「改正法」という。)附則第2項の規定に該当する者
- 2 教育職員の普通免許状を有する者
- 3 4年以上法第9条の4第1号イ及びロに規定する職にあつた者又は同号八に規定する業務に従事した者
- 4 4年以上法第9条の4第2号に規定する職にあつた者
- 5 前各号に相当するものとして文部科学大臣の認める者

第2条の2 講習を受講しようとする者は、講習を実施する大学その他の教育機関に申込書を提出しなければならない。

○ **社会教育主事の資格について(社会教育法第9条の4関係)**

第9条の4 次の各号のいずれかに該当する者は、社会教育主事となる資格を有する。

- 1 大学に2年以上在学して62単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、次に掲げる期間を通算した期間が3年以上になる者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの
  - イ 社会教育主事補の職にあつた期間
  - ロ 官公署又は社会教育関係団体における社会教育に関係のある職で文部科学大臣の指定するものにあつた期間
  - ハ 官公署又は社会教育関係団体が実施する社会教育に関係のある事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に質するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間(イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く)
- 2 教育職員の普通免許状を有し、かつ、5年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職にあつた者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの

○ **社会教育主事講習等規程第7条関係**

第7条 単位修得の認定は、講習を行う大学その他の教育機関が試験、論文、報告書その他による成績審査に合格した受講者に対して行う。

- 2 講習を行う大学その他の教育機関は、受講者がすでに大学において第3条の規定により受講者が修得すべき科目に相当する科目の単位を修得している場合には、その単位修得をもって同条の規定により受講者が修得すべき科目の単位を修得したものと認定することができる。
- 3 講習を行う大学その他の教育機関は、受講者が、文部科学大臣が別に定める学修で第3条に規定する科目の全部又は一部の履修に相当するものを行っている場合には、当該学修を当該科目の全部又は一部の履修とみなし、当該科目の単位の認定をすることができる。

○ **文部科学大臣が定める学修について(社会教育主事講習等規程第7条第3項関係)**

- 1 文部科学省又は国立教育会館が実施する研修における学修
- 2 地方公共団体が実施する研修における学修
- 3 博物館法施行規則による学芸員の試験認定に係る学修
- 4 図書館法第6条の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて大学が行う司書及び司書補の講習における学修
- 5 学校教育法第82条の2に規定する専修学校の専門課程のうち修業年限が2年以上のものにおける学修
- 6 青少年及び成人の学習活動に係る知識・技能審査事業の名称等に関する省令に規定する認定技能審査に係る学修(当該認定技能検査に合格している場合に限る。)
- 7 社会教育法第51条第1項の規定により文部科学大臣の認定を受けた通信教育における学修
- 8 大学が行う公開講座における学修

(様式1)

## 社会教育主事講習受講申込書

平成 年 月 日

北海道教育大学長 殿

氏名  
(自署)

平成19年度社会教育主事講習を受講したいので受講資格を証明する関係書類を添えて下記により申し込みます。

### 記

ふりがな 氏名		生年月日 性別	年 月 日 男・女	年齢 歳
現住所	(〒 ) (電話 - - )			
勤務先		所在地	(電話 - - )	
	科 目	単 位	受 講 希 望	
受講希望科目 受講希望欄に ○印をすること。	生涯学習概論	2		
	社会教育計画	2		
	社会教育演習	2		
	社会教育特講	3		
単位修得の認定を受けた科目 及び単位 (単位修得認定済の者のみ記載)		単位修得の認定を希望する 科目及び単位(単位修得認定 申請中の者のみ記載)		
受講資格	社会教育主事講習等規程第2条の第 号に該当			
最終学歴				
職 歴 (資格関係分)	自 年 月 至 年 月 ( 年 か月)			
	自 年 月 至 年 月 ( 年 か月)			
	自 年 月 至 年 月 ( 年 か月)			
	自 年 月 至 年 月 ( 年 か月)(裏面に備考欄あります)			

(裏面に備考欄あります)

(備考)

- 1 単位修得の認定を受けた科目及び単位の欄には、社会教育主事講習等規程第3条の規定による社会教育主事講習修了に必要な科目のうち、既に修得している講習の科目及び単位、又は同規程第7条第2項及び第3項の規定により、実施機関の長から単位修得の認定を受けた科目及び単位を書くこと。その場合、単位の認定を証明する関係書類を添付すること。
- 2 単位修得の認定を希望する科目及び単位の欄には、新たに実施機関の長から単位修得の認定を希望する科目及び単位(様式5の表第3欄に記載するもの)を記入すること。
- 3 受講資格を証明する関係書類は、卒業又は修了証明書、教育職員の普通免許状の写し、所属長の勤務証明書等とする。

(様式2)

## 勤務証明書

氏名

生年月日

上記の者は、本 \_\_\_\_\_ に下記のとおり勤務していたことを証明する。

### 記

期 間	職 名	職 務 内 容
自 年 月 至 年 月 ( 年 か月)		
自 年 月 至 年 月 ( 年 か月)		
自 年 月 至 年 月 ( 年 か月)		

平成 年 月 日

所属長職氏名

印

- (注) 1 職名の欄には、発令されたとおりの職名を記入すること。  
2 職務内容の欄には、従事した職務の内容を具体的に記入すること。  
3 この証明書は、規程第2条の第3, 第4, 第5号該当者のみ添付すること。



(様式4)

## 受講承諾書

平成 年 月 日

北海道教育大学長 殿

勤務先

職名

氏名

上記の者，社会教育主事講習を受講することを承諾します。

所属長職氏名

印

(様式5)

## 社会教育主事講習単位修得認定申請書

下記の表第4欄に掲げる事由を証する書類を添えて次のとおり申請いたします。

平成 年 月 日

北海道教育大学長 殿

氏名  
(自署)

1	ふりがな 氏名	生年月日	
2	住所	(〒 )  (電話 - - )	
3	認定を希望する 科目及び単位数		
4	申請事由及 び適用条件		
5	備考		